

「公的研究費に係る物件調達等契約に係る取扱要領」内規

(目的)

第 1 条 この内規は、公的研究費に係る物件調達等契約において、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮し、「公的研究費に係る物件調達等契約に係る取扱要領」第 2 条（以下、要領第 2 条）適用の例外事項について定める。

(適用外取引業者等)

第 2 条 取引業者等が下記のいずれかに該当する場合は、要領第 2 条適用の対象外とすることができる。

- ①国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ②学校法人
- ③国際組織・外国企業等
- ④電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- ⑤弁護士・特許・税理士事務所等
- ⑥商取引の相手方ではない個人
- ⑦『取引業者コード一覧』（法人事務局経理部経理課作成）に未登録の業者等
- ⑧その他、本件対象になじまないと本学が判断した取引業者等

(適用外取引内容)

第 3 条 取引内容が下記に該当する場合は、要領第 2 条適用の対象外とすることができる。

- ①1回の金額が100,000円未満の取引

(改 廃)

第 4 条 この内規の改廃は、大学運営会議の議を経て理事会が決定する。

附 則

1. この内規は、平成28年7月1日から施行する。
2. この内規は、令和4年4月1日から施行する。